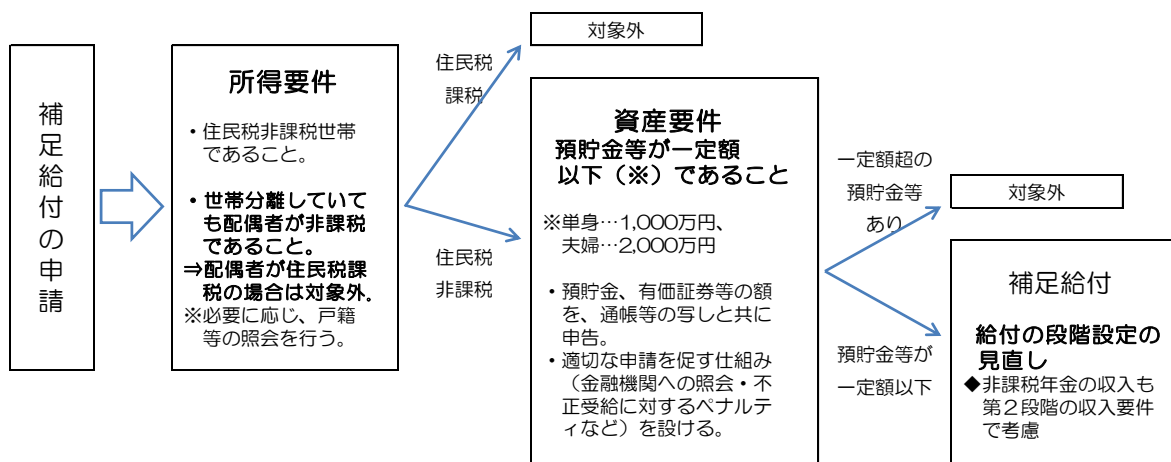


（1）令和2年度負担限度額認定証の更新について

今年度の負担限度額認定の更新申請について、令和2年6月15日から受付を開始し、7月22日から通知書や認定証を随時送付しています。今年度から更新のご案内をメールにて実施させていただいていますので、手続き漏れのないよう、再度ご確認をお願いします。

★補足給付の判定フロー



◆非課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。

具体的には、日本年金機構または共済組合等から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金（遺族厚生年金、障害基礎年金など）のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

<非課税年金に含まれないもの>

上記に該当しない年金（労災・恩給・戦傷病者など）のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

○負担限度額認定に変更等が生じた場合の取扱い

年度（8月～翌年7月）の途中で税更正や世帯異動があり負担限度額認定に変更が生じた場合や、金融機関照会の結果、負担限度額認定の対象外となった場合は、変更内容を記載した通知文を本人宛に送付します。（変更後に第1段階～第3段階として認定される場合は、負担限度額認定証も同時に送付します。）

あわせて、担当の居宅・包括・施設等に対しても変更が生じた旨の通知を送付しますが、事業所宛の通知には、具体的な変更内容（変更後の段階や適用期間）は記載しませんので、本人・家族等に変更内容を記載した通知文（または変更後の負担限度額認定証）を確認した上で請求を行っていただくよう、お願いいたします。

※負担限度額認定が遡及して変更になった場合、過誤・再請求の対応にご協力いただきますよう、あわせてお願いいたします。

（２）令和2年度介護保険負担割合証の発送について

今年度の負担割合証について、令和2年7月17日に一斉発送しています。更新中等だったものについても、その後の認定状況を確認した上で、7月27日から順次発送処理を行っています。

<利用者負担の割合>

<p>3 割 (平成30年8月から)</p>	<p>①・②を両方満たす場合</p> <p>① 本人の合計所得金額が220万円以上 (※1) (※2)</p> <p>② 同じ世帯の65歳以上の人の (※3)</p> <p>「年金収入+その他の合計所得金額」が (※4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯 = 340万円以上 ・2人以上世帯 = 463万円以上
<p>2 割</p>	<p>3割に当てはまらない人で、</p> <p>①・②を両方満たす場合</p> <p>① 本人の合計所得金額が160万円以上 (※5)</p> <p>② 同じ世帯の65歳以上の人の (※3)</p> <p>「年金収入+その他の合計所得金額」が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯 = 280万円以上 ・2人以上世帯 = 346万円以上
<p>1 割</p>	<p>上記以外の人</p>

- ※1 合計所得金額 : 収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額
土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。
- ※2 220万円以上 : 65歳以上の方のうち所得上位約3%（全国平均）に該当する水準
- ※3 世帯 : 住民基本台帳上の世帯
- ※4 その他の合計所得金額 : 合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額
- ※5 160万円以上 : 65歳以上の方のうち所得上位約20%（全国平均）に該当する水準

○負担割合に変更が生じた場合の取扱い

年度（8月～翌年7月）の途中で税更正や世帯異動があり負担割合に変更が生じた場合は、新しい負担割合が記載された負担割合証を本人宛に送付します。

担当の居宅・包括・施設等に対しても変更が生じた旨を文書にて通知しますが、事業所宛の通

知には、具体的な変更内容（変更後の負担割合や適用期間）は記載しませんので、本人・家族等に変更後の負担割合証を確認した上で請求を行っていただくよう、お願いいたします。

※負担割合が遡及して変更になった場合、過誤・再請求の対応にご協力いただきますよう、あわせてお願いいたします。

（３）居宅届の提出および被保険者証の確認について

サービスを開始する前に、居宅届（居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書）を介護保険課に提出することで、依頼を受けた居宅介護支援事業所等が給付管理票を提出することができます。居宅届の提出をせずサービスを利用していた場合、償還払いや自己作成扱いとなりますのでご注意ください。

あわせて、居宅届の提出後や要介護認定後に交付された被保険者証を確認する際には、居宅介護支援事業所等の記載事項を必ずご確認ください。

＜ご注意いただきたいケース＞

- 新規申請・転入引継申請で認定を受けサービス利用を開始したが、居宅届を提出し忘れていた。
- 更新申請の結果、要介護⇒要支援になったが、居宅届を提出し忘れていた。
- 更新申請・区分変更申請の結果、要支援⇒要介護になったが、連名の居宅届を出していなかった。

※居宅届の提出忘れがあった場合は、早急に給付担当へお電話ください。

（参考）

松山市ホームページ／居宅サービス計画作成届出書の取り扱い説明

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/download/fukushi/kaigo/kyuuhu/sinsei_ktorisetu.html

（４）軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）

軽度者（※）の福祉用具貸与については、その状態像から使用が想定しにくい
ため、車いすや特殊寝台などは保険給付の対象外となっています。

ただし、利用者の直近の認定調査票（基本調査）の結果等、必要性が認められる一定の状態にある被保険者については、例外的に保険給付の対象として福祉用具貸与が認められています。

※ 軽度者とは、要介護1、要支援1・2の被保険者。

ただし、自動排泄処理装置については要介護2・3の被保険者も含む。

●市への事前確認方法と承認の有効期間（松山市の取り扱い）

- 原則、介護保険課の窓口にケアマネジャーが提出してください。
（事前確認書類はコピーでも構いません。）
- 松山市の確認後、承認する場合は受付印を押して返却します。
- 例外給付の有効期間
市が承認する日から認定の有効期間満了日までとなります。
（翌月以降に貸与を予定している場合は、貸与開始月の初日から適用可）

※原則として福祉用具貸与に係るサービス担当者会議は、貸与開始前に開催され、利用の妥当性が検討されていることが前提です。

※やむを得ず届出が遅れる場合は、早急に給付担当へお電話ください。

※認定の更新や区分変更のたびに改めて手続きが必要です。

※特に、居宅介護事業者の変更やケアマネジャーの交代等があった場合は、確実な引継ぎを行ってください。

※事前確認による承認を受けていない場合、保険給付できない場合があります。

●事前確認に必要な書類

- (1) 特定の状態像の(i)から(iii)までのいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断されていることがわかる書類
- (2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていることがわかる書類
- (3) 福祉用具貸与事業所が作成した福祉用具サービス計画書
- (4) 課題整理総括表

（参考）

松山市ホームページ／ 軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kaigohoken/kaigohoken/hokensa-bisu/zaitaku/yougu_keido_r.html

（5）訪問介護（生活中心型）の回数が多いケアプランの提出について

平成30年10月から利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、ケアマネジャーは、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用

回数が下記の基準回数を超えてケアプランに位置づけた場合、保険者への届出が必要です。

※松山市における取扱いです。保険者によって届出方法等が異なることがありますのでご注意ください。

●厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

●市への届出時期及び期限

平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付（※2）をした居宅サービス計画に、上記の回数を超えて訪問介護を位置づけたもの（※3）について、翌月の末日までに届け出てください。

※2 新規、変更（大幅な回数増）及び介護認定の更新時又は変更時

※3 上記の回数を位置付けたもののうち、実績が位置付けた回数を下回った場合でも届出が必要です。

●提出書類（用紙サイズはA4サイズでお願いします。）

- ・訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプラン届出書兼理由書
- ・居宅サービス計画書（ケアプラン）第1～4表、第6・7表の写し
- ・課題分析表（アセスメント）の写し
- ・訪問介護計画書の写し
- ・課題整理総括表

●提出方法

原則、介護保険課給付担当窓口を担当ケアマネジャーがご提出ください。窓口にて提出書類を確認し、届出書兼理由書のコピーをお渡しします。

●提出に際しての留意事項

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプラン届出書兼理由書の「訪問介護の生活援助が基準回数を超える理由」には、利用者に対して訪問介護の生活援助の他にどのような社会資源を提案したか、提案した結果と対応が難しかった

場合はその理由、1日に数回の訪問が必要な理由等が分かる内容を記載してください。

●提出後の流れ

提出書類については、ケアプラン点検を行い、追加で検討が必要と判断した場合には、生活援助ケアプラン検討会※でのヒアリングの実施、地域ケア会議等の開催を行います。なお、ヒアリング、地域ケア会議等を行う場合は事前に連絡させていただきます。また、点検結果については、後日、文書でお知らせします。

※現在、新型コロナウイルス感染予防の観点から、検討会については会議形式ではなく書面形式にて開催対応させていただいております。このため、点検結果の通知までに通常よりも時間を要しておりますが、予めご了承ください。

（参考）

松山市ホームページ／訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの提出について
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kaigohoken/zigyousya/kyuuhu/20180914171522023.html>

その他

★令和2年度介護サービス利用状況のお知らせ（介護給付費通知書）の発送について

松山市では、介護保険制度への理解を深めていただくために、年1回、利用者宛に介護サービス利用状況のお知らせ（介護給付費通知書）を発送しています。

（請求書や領収書ではありません。）

今年度は、平成31年4月～令和2年3月サービス利用分のお知らせを、令和2年6月11日に発送しています。お知らせを受け取った利用者や家族から問い合わせがあった場合は、上記の旨をご説明いただきますようお願いいたします。

（参考）

松山市ホームページ／介護サービス利用状況のお知らせ（介護給付費通知書）
https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kaigohoken/kaigohoken/sonohoka/kyuufuhi_tuuchi.html

★交通事故等の第三者行為の届出が義務化されています

交通事故等（第三者行為）によって心身の状態が悪化した場合でも介護保険サービスを利用することができますが、サービスの提供にかかった費用は加害者（第三者）が負担するのが原則ですので、松山市が一時的に立て替えたあとで加害者（第三者）へ請求することになります。

松山市が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、平成28年4月1日から、介護保険の第1号被保険者が交通事故等（第三者行為）を原因として介護保険サービスを受けた場合、届出が必要になっています。

担当の利用者が交通事故等により要介護・要支援状態になった場合や、状態が悪化した場合は、介護保険課（介護給付担当）にご連絡いただき、届出についてもご支援いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

（参考）

松山市ホームページ／第三者行為求償（交通事故等にあつたら）

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kaigohoken/kaigohoken/sonohoka/daisansya_kyusyo.html

★社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度の実施にご協力ください

社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度とは、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものです。各法人におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、軽減制度のさらなる実施にご協力いただきますようお願いいたします。

※軽減を行う旨の申し出を行っている社会福祉法人及び事業所については、下記の愛媛県ホームページに一覧が掲載されていますので、事業所を選定したりケアプランを作成したりする際にご参照ください。

（参考）

愛媛県ホームページ／社会福祉法人等による低所得者利用者負担軽減制度について

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/syakaifukusihoujinteisyotokusyariyoufutankeigen.html>

（参考）

松山市ホームページ／社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度（社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請）

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kaigohoken/kaigohoken/hutan/syafuku_keigen.html

★住宅改修及び福祉用具購入にかかる受領委任払い制度の活用について

介護保険法上の規定では、住宅改修や福祉用具購入に際しては償還払いとする取り扱いになっています。本市でもこれを原則として運用していますが、低所得の方などにとっては、一時的ではあっても負担となっている状況でもあります。このことから、市民税非課税世帯等を対象として、利用者が給付対象部分の1割を業者に支払い、残り9割を松山市が利用者に代わって直接業者に支払う『受領委任払い』という制度を設けていますので、以下の注意事項やHPを確認の上、ご活用ください。

（注意）

- ・受領委任払い方式を利用できる対象者は、市民税非課税世帯又は生活保護受給者の方で、介護保険料を滞納されていない方のみとなります。ただし、この要件を満たす被保険者であっても要介護認定の申請中の場合は、原則、受領委任払いは利用できません。
- ・受領委任払い方式を利用するためには、事前申請の際に松山市に「介護保険給付費受領委任払い承認申請書」を提出し、購入（施工）前に承認を受けておく必要があります。
- ・受領委任払いの利用は、松山市と事前に「介護保険給付費受領委任払い合意書」を交わした購入（施工）業者に限られます。制度活用を検討される際は、事前に購入（施行）業者にご確認ください。

（参考）

松山市ホームページ／介護保険給付費受領委任払い制度

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kaigohoken/kaigohoken/hutan/seido_jyuryouinin.html

【お問合せ先】

介護保険課 介護給付担当

電話：948-6885・6924